

会議開催のお知らせ

1. 会 議 名	第221回仙台市都市計画審議会
2. 議 題	1. 仙塩広域都市計画 用途地域の変更 (南中山地区、向陽台地区、上愛子地区、歩坂町地区、松森地区、台原地区、安養寺地区、落合地区、折立地区、中山地区、東仙台地区、蒲生地区、若林地区、鉤取地区、袋原地区、銀杏町地区) 2. 仙塩広域都市計画 特別用途地区の変更 (蒲生地区、若林地区、銀杏町地区) 3. 仙塩広域都市計画 高度地区の変更 (南中山地区、向陽台地区、上愛子地区、歩坂町地区、松森地区、台原地区、安養寺地区、折立地区、中山地区、東仙台地区、蒲生地区、若林地区、鉤取地区、袋原地区、銀杏町地区) 4. 仙塩広域都市計画 防火地域及び準防火地域の変更 (南中山地区、上愛子地区、歩坂町地区、台原地区、若林地区)
3. 開 催 日 時	令和7年8月22日(金) 午後2時00分から
4. 開 催 場 所	仙台市役所本庁舎8階 第一委員会室
5. 傍 聴 定 員	10名
6. 傍聴に係る特記事項	・開場は午後1時30分を予定しております。 ・傍聴は先着順とします。 ・傍聴に当たっては、別紙1「会議の傍聴に際し、守っていただきたい事項」を遵守していただきますようお願いいたします。
7. 問 い 合 わ せ 先	都市整備局計画部都市計画課計画調整係 電話番号 (022) 214-8294 内線723-3614 FAX番号 (022) 214-8300
8. そ の 他	・特定の個人を識別し得る情報を扱う場合には、非公開となる可能性があります。

会議の傍聴に際し、守っていただきたい事項

仙台市都市計画審議会

会議の円滑な運営を図るため、会場では以下の事項を守ってください。

- 1 会議中は、傍聴席にて静かに傍聴し、拍手をしたり発言する等会議の進行を妨げるような行為をしないこと
- 2 はち巻、腕章の類をする等示威的な行為をしないこと
- 3 飲食又は喫煙をしないこと
- 4 写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、附属機関等の同意を得た場合はこの限りではない。
- 5 他の傍聴人の迷惑になるような行為を行わないこと
- 6 その他、会場の秩序を乱し、又は会議を妨害するような行為をしないこと
- 7 係員から指示があった場合は、速やかに従うこと

※ 以上の事項に違反した場合は、退場していただく場合があります。